

水戸地方裁判所委員会（第20回）議事概要

- 1 日時 平成24年11月19日（月）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場所 水戸地方裁判所裁判員候補者待機室
- 3 テーマ 利用しやすい裁判所とするために
（話題事項）① 庁舎内の案内表示等について
② 南館1階について
③ 来庁者のための待合室等について
④ 職員が裁判所内で用いる「用語」について
⑤ その他
- 4 出席者
（委員） 荒木雅也，小野邦夫，菅野博之，木村雅人，設楽清知，鈴木慶子
鈴木富美子，関純子，根本信義，根本渉，平野辰男，柳久子
（敬称略）
（事務局） 金井孝夫事務局長，石井利幸民事首席書記官，富澤誠刑事首席書記官中園敬事務局
次長，長谷川浩一総務課長，阿部久仁之会計課長

5 議事

(1) 委員長からテーマの説明

裁判所は、言うまでもなく、検察・警察・自衛隊等と並んで国の権力機構です。しかも、常に争いのある、立場や利害の対立する二当事者間で仕事をしていて、多くの場合、一方の利便を図ることは他方の不利益になるという関係を有しています。そのため、行政の窓口とは異なり、当事者にとって使いやすくするという観点よりも、適正・公平・中立という観点の方がより重視されます。たとえば、分かりやすい例で言えば、競売について、競売のしやすさだけを追い求めることでは、債権者債務者間の適正公平を図る裁判所の使命を果たすことにはならないわけです。

しかし、同時に、裁判所は、国民全体の利益のために税金で運営している機関です。したがって、司法サービスの提供という観点も重要であることは明らかで、特に、裁判所には、事件の当事者、裁判の傍聴人、裁判員、検察審査員、見学者、マスコミ関係者など、様々な方が来庁され、来庁される方々の中には、初めて裁判所を訪れるということで不安感を抱いている方も多いと思うことから、迎える側の裁判所では、日ごろから来庁者の利用しやすさに配慮し、その不安を和らげるような温かい対応を心掛けているが、十分なのかという問題があります。

また、裁判所は、多くの人が色々な目的で訪れる役所ですので、施設や設備が利用しやす

いものとなっているか、裁判手続について分かりやすい説明がされているか、中立公平な姿勢を疑われるような職員の言動や行動がないかなどといったことについて、利用する方々の目線に立って裁判所が考え、改善を重ねていくことが求められていると思います。

従前、裁判所では、最初に述べた裁判所特有の性質からの議論が多かったと思いますが、同時に、後者の司法サービスの提供という観点も重要であることは明らかであり、この面では、国民目線でのご意見が大切と考えます。

今申し上げたところから、本日は、「利用しやすい裁判所とするために」というテーマで、委員の皆様から率直な御意見等を伺い、今後の水戸地方裁判所における司法サービスに活かしていきたいと思っております。印象や感想なども含めて、ぜひ、活発な意見交換をお願い致します。

なお、本日の意見交換に際しては、話題事項の説明や皆様からのご質問への返答のため、水戸地方裁判所事務局長、民事首席書記官、刑事首席書記官にも顔の見える形で座ってもらっていますので、ご了承ください。

はじめに、話題事項について、事務局長から説明させていただきます。

続いて、総務課長の案内により、当庁及び水戸簡易裁判所の庁舎・施設を御覧いただき、お気づきになった点等について意見交換をさせていただきたいと思っております。

(2) テーマに関する説明

さきほど、委員長から概略説明がありましたように、話題事項の①から③までは裁判所の施設面、すなわちハード面について「利用しやすい裁判所」という観点から御意見をいただきたいというものです。④につきましては、裁判所の内部で、普段、何気なく使ってしまう言葉などについて、利用者である国民の視点から見ると、何か違和感があるなどというような点についてご指摘をいただきたいと思っております。そして、⑤については、書面に記載してありますように、実際に庁舎・施設をご覧いただき、お気づきになった点についてご指摘いただきたいと存じます。

① 庁舎内の案内表示等について

まず、裁判所見取図をご覧ください。

お分かりのとおり「本館」「新館」「南館」と三つの建物があり、当事者等においでいただくのもそれぞれということになります。はじめて裁判所に来た場合、目的場所にスムーズに行き着けるかは、案内表示の善し悪しにかかってくると思います。裁判所といったしましても、これまで、それなりに工夫をしまいましたが、十分なものになっているのだろうか、自問自答したときに、まだまだという感もあります。案内表示等の基本は、「見て分かるもの」だろうと思います。「よく読まないと分からない」というのは、案内表示としては、あまり相当ではないということになると思います。実地にご覧いただき、率直な御意見を賜りたいと思っております。

また、案内板ひとつの設置についても、予算が必要です。闇雲に国民の税金をつぎ込むのもいかなものかと思っております。必要なものには金をかけ、また、ちょっとした工夫で、金のかからない方法で改善できるものもあるかもしれません。そういった御意見も

お聴かせいただけると大変助かります。

② 南館1階（地裁刑事棟）について

南棟の1階には、職員の執務室がございません。ただし、裁判員の選定や協議会等のため、本日のように1階の施設を利用する場合には、必ず係員が配置され、来庁者への案内が行われますので、それほどご不便には感じられないと思います。しかし、そのようなイベントのない日には、無人の状態となり、また、節電も励行しておりますので、やや暗い感じもいたします。ちなみに、南館の2階、3階には、裁判官、書記官等の執務室及び法廷があります。通常の日に来庁者がみえるとしたら、主に南館の2階又は3階にある法廷の傍聴ということになると思います。そこで、開廷状況について、少しご説明いたしますと、裁判員裁判のほとんどは南館の法廷で行われますが、それ以外の刑事事件は、本館の法廷でも行われます。件数的には、本館で開廷される刑事事件の方が多いと思います。南館への人の動線としては、まず本館から入り、2階又は3階の渡り廊下を経て南館へ入るといことも十分に考えられます。

これらのことも含めまして、本話題事項については、利用者の視点から見た南館1階の問題点などの御意見を頂戴したいと思います。

③ 来庁者のための待合室等について

「来庁者のための待合室等について」は、あれこれと話をさせていただくよりも、このあとの庁舎・施設のご案内において、実際にご覧いただくのがよろしいかと思ひます。主に、簡裁民事係や地裁民事部の状況を見ていただき、問題点や感想等も含めて、御意見をいただければと思ひます。

④ 職員が裁判所内で用いる「用語」について

④については、③までとは別の観点から御意見をいただきたいということで話題事項といたしました。裁判所内において、日常、当たり前のように使用している用語等で、国民の視点から見て、これはちょっとどうかというような、使用すること自体に疑問があるようなものがあれば、お伺いしたいと思います。「例えば」として記載いたしましたが、弁護士を「先生」と呼ぶということについては、法曹関係では慣例となっておりますが、一方当事者が本人のような場合に、本人を「〇〇さん」、他方当事者を「〇〇先生」と呼ぶことは、その呼び名だけで不公平感があるのではないかという配慮もあり、弁護士であっても「先生」とは呼ばないという指導をしておりますが、今でもつい「〇〇先生」という言い方が口に出ることもあるかもしれません。このような類のことで結構でございますので、お気付きの点があればお伺いしたいと思います。

⑤ その他

⑤は、その他ということになります。

(3) 庁舎・施設のご案内

総務課長が、水戸地方裁判所及び水戸簡易裁判所の庁舎・施設を案内した。

(4) 意見交換等（発言 ●委員長 ○委員）

● ごらんいただいた庁舎、施設についての質問、印象、感想、御意見などを率直に伺いた

いと思います。

- 私は実際に使ってみて、これ不便だなと思ったのが、駐車場です。茨城新聞社の取材につきましても、通常は新聞社の駐車場を使っていますので、歩いてくるんですけど、ほかで取材があって、ここで何時までに来て、用事をしなければならぬというときに、車でダイレクトに入ろうとすると、先ほど守衛の方がおられましたけども、入れませんと言われて、この崖下に茨城新聞社駐車場があるんですけども、そこまで行って、急いで駆け上がってくるというような状況がありますので、間に合わない。だから、裁判所の駐車場は使えないという前提で考えないといけない。間に合わなくなるということがありまして、昔からここは狭かったんで、それは仕方がないんですが、先ほど守衛の方、警備の方がおられて、もう駐車場はいっぱいですという案内をしていましたけども、では次のところ、ここを用意してあるので、ここへ行ってくださいという案内がないのですね。ですから、慣れている方は大丈夫でも、初めての方は、ではどこの駐車場を探したらいいのかなというのがわかりませんので、せめてこの駐車場かこの駐車場に移ってくださいという案内が欲しいなというのは昔からの感想でした。あとは、やはり先ほど委員長がおっしゃっていたように、使う方の目線で全て表示してほしい。文字が小さいというのがどうしても気になりました。非常に詳しく表記はしてあるんですけど、文字が小さい。大事なところはここですよというのをもう少し大きめに表記していただきたいということです。多分昔のつくりというか、考え方なんだと思うのですが、周辺と比べて微妙に土地が高いんです。新聞社もそういう造りなんですけども、要するに微妙に上から目線的な基本的なスタンスがありまして、上がってきなさいという感じがどうしてもあるんです。これは、できれば最初入り口の部分はフラットに、この後、これも全国的な話だと思うんですけども、歴史的なものがあると思うのでやむを得ないんですが、つくる時には市民、県民、国民と同じというスタンスを全てにおいて実行していただくことが大事だなと思いました。以上です。
- 大現場でお話ししているようなことかと思えますけれども、裁判所らしく非常に律儀な感じで細かく案内板等は書かれているんですけども、先ほどから出ていますように字が小さくて、近寄ってじっと見ないと見えないし、お年寄りの方は見えないかもしれません。それと、建物3つを色分けして表示しているところなんかいいと思うんですけども、1つは、やはり3つある建物が、本館に入ってから新館や南館に行く案内がちょっと不親切で、建物が複雑な配置になっているだけに、本館に入った後、新館、南館に行く表示をもうちょっとわかるようにされたほうがいいのかと思います。非常に律儀な感じもあるんですけども、効果的ではないというか、実際の役に立っていないという、何かそんな感じが全体にしました。特に南館への行き方が難しいです。だから、曲がり角とか、そういうところにはやはり案内の矢印などの表示が要すると思うんですけど、先ほど南館へ行くときに廊下に何も表示がなかったんで、ちょっと難しい感じがしました。あと、表の入り口は車で来られる方もいらっしゃると思うんで、やはり玄関前のあたりに一番わかりやすい図面を出されるのがいいんじゃないかと思います。歩行者のためにも途中で小さいのがあるんだと思いますが、あちこちいっぱい出すのもあれでしょうから、正面玄関のところにも

うちよっと大きくわかりやすい案内図があるのがいいんじゃないかと思います。以上です

● ありがとうございます。

○ 私は、裁判所の職員の立場でもありますので、余り文句を言う筋合いではございませんけれども、何となく裁判所というと、何か暗くてわかりにくいという感じが私の中にも非常にしみついておりまして、何となくこんなものだろうという感じているところはございまして、今改めて見てみると、確かに知らない人が来たらわかりにくいだろうなという面がありますので、さらに皆様の御意見をよく拝聴したいと考えております。

○ 私もちよくちよく来ていますが、やはりなかなか自分のいつも行く刑事の法廷以外は、改めて見ると、ここにこんなものがあつたなとか、こうやって行くんだとかいうふうに思いながら見せていただいたところです。やはり文字が小さいというのが皆様おっしゃるとおりで、本館の3階にあつた緑色の看板ぐらいのものが、一般の人が関係ありそうな部署に限ってでいいんでしょうけれども、右に行くのか、左に行くのか、2階に上がるのかわかるように表示されていたほうがいいのかなと思ひました。階段を上がつたところにも、よくデパートなんかである、右に行けば何があるとか、左に行けば何があるとか、わかるようなものがあるとありがたいのかなと思ひました。特に南館の関係なんですけども、1階のところを見ても、左に行けと書いてあるんですけど、左に行くと、階段を左に上がっていくのか、それとも左の廊下をそのまま突っ切つて行けばいいということなのか見てよくわからなくて、私も最初にこの裁判所にお邪魔したときに、上に行くものなのか、それとも左の通路を突っ切つて外に出ていくものなのか、それとも外にもう一回出て入り直すのか、ここがよくわからないところでした。やはり裁判所としてどういう動線を歩かせたいのか、その動線がわかるようにされればいいのかなと思ひました。これは、私自身検察官の立場なので、皆様と少し違うのかもしれませんが、南館の1階については、裁判員の方が来るときとか何がしかのイベントがあるとき、また我々のような関係者の通路として使うのはあれでしょうけど、一般の人が入ってくるときにはやはり本館からの動線をきちつとしたほうが使いやすいのかなという気がいたしました。あと、待合室について、私自身の庁で思つたことですが、パーテーションを幾つか工夫して、人と人が余り顔を見なくていいようにしたほうがいいのかなという気がしました。裁判所はそうでもないんでしょうけど、特に検察庁の場合、何の用事で来ているのかわからなくて、顔を見られるのが嫌という人もいるでしょうし、何らかのもう少し仕切るものがあればいいのかなというような気もしました。最後に1点ですが、もし人員に余裕があるんだつたら、受付の人が1人いると、迷わずに行けるのかなと。当庁の場合は、余り自由に庁舎内歩き回つてもらつてはいけない庁でもある関係で、いけないということはないのですが、いろんなセキュリティの問題もありまして、1階に受付があつて、そこから全て部屋に連絡が来て行けるようにはなつています。ここは当然国民が広く入つていけることが前提になつているので少し違うんでしょうけど、入り口のところで、どこへ行けば何がありますと教えてくれる人がいればいいのかなという気がいたしました。以上でございます。

● ありがとうございます。

- この委員会に出席するようになるまで裁判所に一度も足を踏み入れたことがなかったので、非常に何かいい経験させていただいたなと思っています。私は筑波にいるものですから、水戸駅に電車で来て、水戸駅から歩いてここに来るんですが、中央郵便局のところからということですけども、もう何回か来ているので、南館がどこにあるかわかっているんですが、いつも南館の外の歩行者通用口、あれがいつも開いているのかなと思いつつ、そこまで行って閉まっているのは嫌だなとか思いながら考えていて、初めて歩行者が通れるんだと今日わかりました。水戸駅から来る方もいると思うので、歩行者はこちらから入れますよというのをあの角のところにわかるようにしておくと、裁判員の方なども曲がって南館に来るのではないかなと思いましたが。それから、複雑な構造になっているというのは、建て増しを繰り返している病院にもよく見られる構造で、筑波大学の附属病院もちょっとそういうところがあって、確かにわかりにくかったのですが、一生懸命患者さんたちが迷わないで行き着けるよう、色分けをしました。こちらに行くとはどこという動線を別に工夫したりして、大分患者さんが迷わなくなったので、そういう工夫をしていただければいいのではないかと思います。私はつくばエクスプレスを利用していますが、つくばエクスプレスの秋葉原駅というのは、最初動線がかなり入り乱れていてわかりづらかったのですが、3つに色分けして、こちらへ行くとは何というのを色で分けるようになってから変なところ出ていく人も少なくなったので、その辺を参考にさせていただくのがいいと思います。どちらに行けばいいのかをわかりやすく、自分がどこに行かなければならないのであれば、どういうふうに行けばそこにたどり着くのかをわかるようにしていただければと思います。全部というので、4番目の用語ですが、一番気になったのは出頭という言葉でした。私も先生と呼ばれている職業の一つで、患者さんがやっぱり医者に話しかけるときは先生と言うわけですけども、あとドクター同士も先生と呼び合いますが、公の場に出てきたときは何々医師というふうに呼ばれるので、そのように何々弁護士というふうに公の場所では呼べばいいのではないかなというふうに感じました。それから説明に使われていたカセットテープですけども、もうここ何年も見ていないものを久しぶりに見せていただきました。だんだんつくられなくなって、操作がわからないという人も出てこないとも限らないと思うので、そろそろ少し新しい機器に代えていったらいいんじゃないかと思えます。
- 広い意味で国民にとって裁判所を身近な存在にするために、勝手なお願いをするようなんですけども、ぜひ大学からインターンシップを受け入れていただきたいなというふうに考えております。趣旨と違うようなことを申し上げるようなんですが、本日実際に庁舎とか施設を見せていただいた上で、意外といろいろな部署があるんだなということが改めてよくわかりました。ですので、あるいは秘密保持という観点からなかなか難しかりょうとは思いますが、学生を介在させていただけるような場所も少しはあるんじゃないかというふうに勝手に期待をいたしまして、大変勝手なことをお願いするようなんですが、ぜひ御検討いただければというふうに存じました。以上です。
- インターンシップというのは、4年生とかが社会との接点として利用する者でしょうか。

イメージとしてどういうことですか。

- 多くの大学で実際に行われておりますのは、おおむね夏休みに2週間程度派遣をさせていただいて、実際に働かせていただくものです。水戸近辺では水戸市役所と、それから茨城県庁にお願いをしております。ほかに、あちこちをお願いをしているんですが、例えば自民党とか民主党はまず門前払いでして、それから茨城新聞さんには以前から御協力いただいております。それから、ほかに銀行さんも大抵のところはお引き受けいただけない。これは、もう秘密保持という観点からやむを得ないというふうに思っているんですが、学生にとって非常に魅力的な働く場所の一つであります裁判所にもぜひ御検討いただきたいというふうに以前から思っている次第であります。本日この機会を利用させていただきまして、そのようなお願いを改めていたす次第です。

● では、どうぞ。

- 私は、仕事柄しょっちゅう裁判所にお世話になっていたのですが、いろんなことを今日は発見させていただいたという感じであります。大体、失礼な言い方かもしれませんが、裁判所そのものが上から目線という、先ほどもお話がありましたとおり、私もそう思っております。そんなもんだと思って今日まで来ておったわけですけども、まず一点二点見た中での感想ですけども、門に入るときに、両側に門柱がありまして、歩道がその門の手前、人間が入る歩道がその門柱の手前にあったというのが今日初めてわかりました。こういうところから人間が入るのかと思った次第であります。それから、当然本館1階から皆さん入ってくるというのが普通だと思いますので、せめて本館の玄関ぐらゐは電気がついていてもいいのかなと、こういうふうに思います。その隣に弁護士さんとの待ち合わせとか、始まる前に来てしまったときの待合いというところには、ぜひ表示板をつけて、待合室というふうにしてもらうのがいいのかなと思います。それから、これも話がありましたけど、1階の案内のところに、予算の関係も当然あるでしょうが、人がいないということです。筑波大の病院に私もかかっていますが、非常に親切で、おろおろしているとあちらから声をかけてくれて、そういう対応がいいなと思います。今現在総合病院ではボランティアで女性が玄関に立ってまして、お客さんが、患者が初めて来たときにいろいろなことを教えていただけるというようなこともあります。そういう意味から、公的な玄関であればある程度交通整理ができるような方、私は女性の職員、OB職員、こういう方が玄関にいて、ある程度仕事の中身もわかるでしょうから、そういう上での交通整理というのがあったら、開けた裁判所というイメージができるんじゃないのかなというふうに思います。案内表示板については、いろんな御意見があったとおり、建物そのものが継ぎ足しで今日まで来たでしょうから、全体的なものが一貫していないことがあるんだろうと思います。そういうことからしても一度全体を見直していただいて、きちんと整理をしていただければよろしいんじゃないかと、こういうふうに思います。以上です。

● ありがとうございます。

- 私は、この裁判所を利用するのはどういう方かなということを考えてみたところ、まず職員の方、一般傍聴を希望している方、当事者の方、当事者になる前の相談の方なんかも

いらっしゃるのかなと思いました。それ以外に、例えば私たちのようなこういう会議で集まるとか、見学なんかもありますか。

● 多いです。

○ そういろいろな方がいて、それぞれの使い手の視点というのは違うだろうなと思いました。視点が違う中でもこれは共通して、非常にわかりづらい。誰のために何を知らせたいのか。看板は小さいとか、木目ドアになぜ茶色の文字を使うのかとか、それからこの部屋だけこの時計ですが、ほかの部屋はほとんどグレー地に白の文字盤という、中の案内でもグレーのところには赤、それから緑の大きな楕円のところも、緑の大きな楕円に赤と黒という。障害とまではいなくても、目が多少不自由な方々、お年寄りの方々、その方々には非常に不親切な表示であると思いました。それと、無駄な表示も多かったと思います。当事者待合室かどこかに、剥がれていた掲示物もありました。それから、申立人待合室だったでしょうか、裁判所をかたって不審な電話がかかってくるという注意事項が端っここのほうの、もう使わなくなったテレビの前にはありました。あれでは誰も読まないと思います。結局必要なものを必要なところに張る、例えば最初に入った本館1階のとても明るいきれいな掲示板のところには裁判員裁判制度のポスターが張ってあるんです。そういうところに、もっと読まなくてはならないものを張るべきだと思いました。それから、中には時間に余裕を持って来る方ばかりではないと思います。先ほど出た駐車場の問題もそうですし、どきどきしながら来る、何かうれしいことで裁判所に来る方って余りいらっしやらないんじゃないかと思うんです。緊張を持って来たときに、そして時間の余裕がないときに、あの掲示ではちょっとわかりづらいということ、それからその緊張をほぐすために、待合室の意味もあると思うんですが、1階のすごく端っここの閉じ込められたみたいな空間のところの前に大きな自動販売機があるんですが、人数が多く座るほうのところには自動販売機のそれしか見えないというところがありました。これから寒くなるときに、自動販売機で温かいものを口にすると、ちょっとほっとするというのもあると思うので、全階に自販機をとというのはなかなか難しいかもしれませんが、そこも配慮していただければと思います。細かいことですが、3階に、自販機がないのにペットボトル用のごみ箱がなぜかそこにだけありました。その辺は、やはり利用している人の目線じゃなくて、とりあえずここに置いておこうという、そういう視点だと思います。細かいことにはなりますが、刑事事件、簡易裁判所の刑事受付のところはグレーの紙で張ってあったと思います。ドアのガラス戸のところはその文字は書いてあるんですが、その上にぺたっと張る掲示物が重なっていました。あれは、初めて来た方は緊張していて、どこがどのドアだというのがわからないので、そうした掲示物の重なりも気をつけていただきたいと思います。どちらにしても、先ほどから出ている総合案内というのは非常に必要かと思います。そこに人員となると、人件費ということになると思いますが、そこに先ほど先生から出たインターンシップのバイト生を使ったりとか、いろいろ高齢者を使ったりとか、いろいろな方法はあるかと思うので、総合案内というのは非常に必要かと思います。その他のところで、水戸地方裁判所のホームページがあるかと思うんですけども、私もこの地裁委員会に出るまで、水

戸地方裁判所土浦支部というのがあるとは思わなかったんです。水戸地方裁判所というのは、水戸にしかないと思っていました。例えば土浦支部とかのホームページを見るのに、2度クリックしないとそこに行かない。そこをわかっている人しかそこに行けないというホームページのつくり方なので、水戸地方裁判所のホームページの最初の画面が出てきたときに、そこに水戸地方裁判所土浦支部があって、そこだけ、最初の画面でクリックするとそこに飛べるような、そういう工夫があってもいいなと思いました。法テラスにリンクできるというのはすごくいいと思いました。以上です。よろしくお願いいたします。

- 今日本庁の施設を見て思ったのは、やはり全体として掲示の文字が小さくて見にくいということがあると思います。あと、一般の人からすれば、新館というよりは、簡裁の受付がどこにあるかとか、家裁の受付がどこにあるかということが重要なので、新館とか書いてもいいですが、それと併記するような形で、せめて簡裁とか家裁とか、そういう表示もつけたほうがいいのではないかと思います。それから、2階に当事者待合室がありますが、一見してやっぱりわかりにくい、何か隠し部屋のような感じになっていると思うので、特にそういう意味では一般の方はわかりにくいし、使いにくいのではないかと思います。私は土浦支部のほうに事務所がある弁護士なので、支部の施設の問題などもついでに申し上げておきたいと思いますが、例えば土浦支部、龍ヶ崎支部、麻生支部は、やはり駐車場が全体として何か狭いような感じがします。特に麻生支部とかも鹿行地区を控えておりますので、たくさん利用がありますし、龍ヶ崎支部などについても守谷とか発展しているところを控えておりますので、そういう利用者の方を考えると、大変駐車場のスペースが狭い。また、施設のことになると、エレベーターとかもなく、一般の人には使いづらい形になっているのではないかと思います。それから、広い意味で利用しやすい裁判所とするためにという問題なので言わせていただきますと、土浦支部というか、県南の問題としましては、労働審判、裁判員裁判などについては水戸でしか行われていないということで、一般の人からすると土浦とかでなぜ行われぬのか、わざわざ遠い水戸まで来なくては行けないのかという問題についてはよく言われていることですので、そこら辺のことを考えていただきたい。あと麻生支部ですが、これについてもここ10年間ぐらいで民事事件数なども2倍ぐらいふえているということがあるとは思いますが、非常勤裁判官が1人しかいないということで、期日が入りづらいとかそういう問題が出てきて、常勤裁判官を置くべきではないかという問題も出ていると思いますので、そういうことについても考慮していただきたいとは思っております。以上です。

● ありがとうございます。

- きょうは、御案内をさせていただきましたありがとうございます。とても複雑だなというのは、皆さんも感想としてお持ちだったようですけれども、私も御案内がないと、方向音痴でもありますので、右に曲がっていくのか、左に曲がっていくのか、わからなくなってしまうなというぐらい複雑だなという感想はございました。その時折々で感じたことなんかを雑談的にお話をさしあげていますので、改善をお願いしたいと思っております。やはり誰のための表示かとか、そういうことを一つ一つ総合的におやりになるというのは

かなり難しいかもしれませんが、やはりこの裁判所に初めて足を運んだ方が迷わないというのが一番いいのかなと思っています。そういう視点でもう一度見直しをしていただければなと思っています。それで、私どもも総合的にいろいろ見ながら、どれだけアンケートでお答えくださる方いるかわかりませんが、例えばアンケートボックスなどをその辺に置いていただいて、どういう利用者さんがどんな視点で何に困ったかとか、適宜任意に書けるようなものを置いておいて、ここに入ってきてくださる方たちの声を、何とかの声とかということ、アンケートなり御意見なりを聞いていただくというのも、私どもも気がつかなかったような何かあるかと感じています。それから、入ったところに案内というのがあったので、私はそこでちゃんと案内が受けられるんだろうと思っておりましたが、人がいないとか、結局そこに行くと、どなたか出てきて案内をしてくださるのでしょうか。案内という表示がありましたもんね。奥のほうに人がいらっしゃいましたね。それならば、例えば全体の平面図などが書かれているものをあそこに置いておくとかして、入口とか、途中途中の案内を見ながらそこにたどり着くというよりも、全体の案内図みたいなものが1枚用意されていて、どこにリフトがあるとか、障害者用のトイレはどちらにあるとかがそこに表示してあれば、障害者の方は聞きながら、探しながらでも行けるかもしれません。先ほどAEDの話もちよっと最後にでていましたが、ここにはこういうものがあるよとか、そういうふうに点字ブロックもあったんですけど、公的機関なので、高齢者対応、障害者対応とかいろいろ御配慮はあるんだけど、いざ使おうと思ったときに、どこにあるかわからないなんていうこともあるのかなというような気もしました。せめて案内人さんがいらっしゃるといいのですが、あと1枚平面図、何か詳細な案内図などをつくって、それでできるだけ迷わないように行っていただくというような工夫があってもいいのかなと思いました。以上です。

- ありがとうございます。では、最後になりました。
- 私も三、四年前まではここをよく利用していましたが、筑波大学のほうで先生をし始めましてからほとんど利用しなくなりまして、きょう久しぶりに裁判所を隅々まで見て、ああこうなっているのかと思いました。そもそも裁判所自体が利用しやすい裁判所という視点を持つということ自体に大変な驚きとともに、すばらしいことだと思いました。ただ、その利用しやすいということの場合に、どうしても国の発想といいますか、箱物的な発想が今まではあったんだろうと思います。これにどうやって魂を入れていくかということがやっぱり利用しやすいということの本当の意味だろうと思いました。その視点から幾つか言いますと、例えば先ほどもちよっと出ましたけれども、今日久しぶりに正面玄関から入ったんですけども、その横に歩行者用通路があると、私は全く知りませんでした。しかも、正面玄関から来たとしても、あそこから本当に入るのかなと、ちょっと疑問を持ちました。それから正面玄関を入ります。もちろん受付等があればいいんでしょうけれども、予算等の関係もありますから、そこはさておくといたしまして、本館は地方裁判所の民事や刑事の事件を扱う場所です。そうしますと、来られる方というのは大抵当事者の方、あるいは証人の方等になるんだと思います。もちろん傍聴の方もいらっしゃるかもしれませ

んけど。そうすると、まず当事者待合室、普通の方は使わないだろうと思います。いきなり法廷の前に椅子等ありますから、そこへ行って待っていることが多いんだろうと思います。多分長年使われていないから、あそこにあったビラがもうカサカサの状態になっているのかなと思いましたし、もちろんたまには例えば集団事件なんかの原告団等があつて待っているということもあるのかもしれませんが、とにかく余り使われていない場所なのかなという気はしました。それに比べますと、新館の申立人待合室、相手方待合室というのは調停等で交互に聞くということで、当然利用されると思います。そうすると、利用する場所にしてはちょっと手狭な感じがします。実際三、四年前までよく来ていた経験で言うと、何人も入れかわり立ちかわり出たり入ったりするんですが、椅子が足りなくて座れないというような状態もありました。ただ箱をつくるんじゃなくて、その利用頻度とか利用する人の心情やいろいろなことを考えて緩急をつけること、そういうことも考えていかないと、本当に国民の目線に立った利用しやすさというのが生まれてこないのかなと思いました。それから、全体として、今節電ですからしょうがないんでしょうけれども、暗いですよね。特に動線、奥行きが暗いというのは怖いんですよね。私のつくばの研究室も、廊下ほとんど暗いんです。窓もないのに暗い。そこを研究室まで行くのが非常に怖い。それは、なれている場所でもそうですから、初めて来る人にとってはそういう暗い場所に行くというのはかなり怖いんだろうと思いました。

- ありがとうございます。うれしい悲鳴というか、いろいろな御意見が出ると思っていたんですけども、予想より2倍か3倍ぐらい伺ったような気がいたしております。国の施設としてやっているのだから、人的なもの、予算的なもの、それこそ案内板一つつくるのも、はいとこちらの考え方でお金をどこから持ってきて、簡単につけることのできないもので、なかなか厳しいものがあります。ただ、そうはいっても、やはり今最後に言われたように、箱物を考えるだけじゃなくて、そもそも利用する人にとってどう見えるかという発想をまず持つべきだというのは、非常に耳に痛いお話だと思います。今この場で説明できる事柄でないような、なかなかそれなりに大きなお話が多かったので、それぞれ説明者が聞き取ったと思いますから、次回以降に検討状況等を御報告させていただき、さらに御協議いただければと考えております。

6 次回期日等

- (1) 平成25年6月17日(月)午後1時30分
- (2) 次回意見交換テーマ
利用しやすい裁判所